

# 養豚農家の皆様へ

畜産は、常にケガや病気の発生リスクが存在しています。それらのリスクに備えて、公的な保険制度である**家畜共済**に加入しましょう！

また、野菜や米等との**複合経営**の方は、肉豚、種豚は家畜共済、野菜や米等は**収入保険**へ加入しましょう！<sup>(※)</sup>  
このように加入することで、経営全体の収入がカバーできます。  
(収入保険は、平成31年1月から開始)

家畜共済は、**掛金の原則40%**を国が負担します。

収入保険は、**掛金の原則50%**(積立金は75%)を国が負担します。

※ 収入保険は、豚マルキンの対象である肉豚は対象外です。

## 家畜共済に加入しましょう！

- 家畜が**死亡**した場合にその家畜の資産価値を補償します。  
(種豚の場合、**廃用**となった場合もその家畜の資産価値を補償します。  
さらに、**ケガ**や**病気**をした場合にも診療費を補償します。)

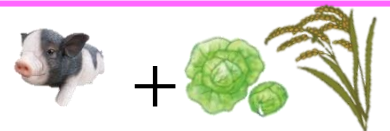


- 組合等の職員が農場に立ち入らず、農家自らが撮影した画像で死亡事故を確認する方法がとれます。

**平成31年1月**から見直し後の家畜共済がスタートします。

- ◆ 種豚の場合、死傷共済と病傷共済について、**別々に補償金額が選択**できるようになります。
- ◆ 危険段階別の共済掛金率が全国的に導入されます。そのため、被害の少ない養豚農家は掛金が安くなります。

青色申告を行っている  
(肉豚と)野菜や米等との複合経営の方へ



**平成31年1月から開始**

**野菜や米等は、収入保険への加入がお勧めです！**

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課(03-6744-2175)へお問い合わせください。

農林水産省

## 家畜共済の概要（養豚経営の場合）

### 家畜共済の対象

- 肉豚：出生後第20日（その日に離乳していないときは離乳した日。以下同じ）以降のもの
- 種豚：出生後第6月以降のもの

### 補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

### 主な補償内容

- 死傷共済（肉豚は死亡した場合のみ）  
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産価値の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農家が選択できます。）
- 病傷共済（種豚の場合のみ）  
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）

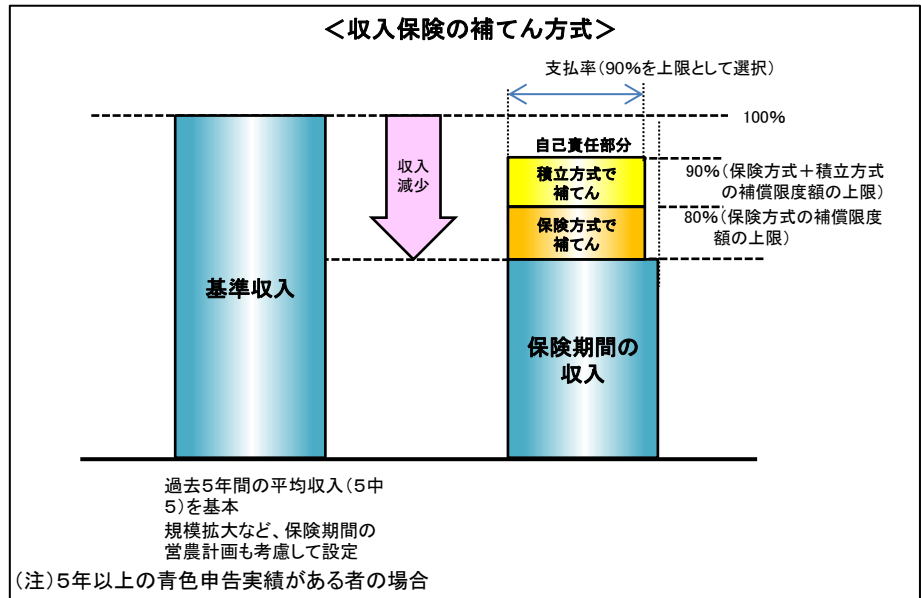
| 試算例（1頭当たり）    | 農業者が支払う共済掛金 | 死亡した場合に支払われる共済金 |
|---------------|-------------|-----------------|
| 肉豚（資産価値1万3千円） | 1,035円      | 1万円             |

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

## 収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

|        |  |
|--------|--|
| 対象者    | 青色申告を行っている農業者（個人・法人）<br><br>※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可                            |
| 保険の対象  | 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体   |
| 補てんの方法 | 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとされない積立方式」の組合せで補てん |



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

| 農業者が用意すべきお金          |             | 補てん金額         |                  |                                |
|----------------------|-------------|---------------|------------------|--------------------------------|
| <加入1年目>              |             |               |                  |                                |
| 収入減少の程度<br>（保険期間の収入） | 補てん金の<br>合計 | 保険方式<br>（保険金） | 積立方式<br>（特約補てん金） | 補てん金を含めた<br>保険期間の収入<br>（対基準収入） |
| 20%（800万円）           | 90万円        | 0万円           | 90万円             | 890万円（89%）                     |
| 30%（700万円）           | 180万円       | 90万円          | 90万円             | 880万円（88%）                     |
| 50%（500万円）           | 360万円       | 270万円         | 90万円             | 860万円（86%）                     |
| 100%（0万円）            | 810万円       | 720万円         | 90万円             | 810万円（81%）                     |

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。